

平成29年8月20日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

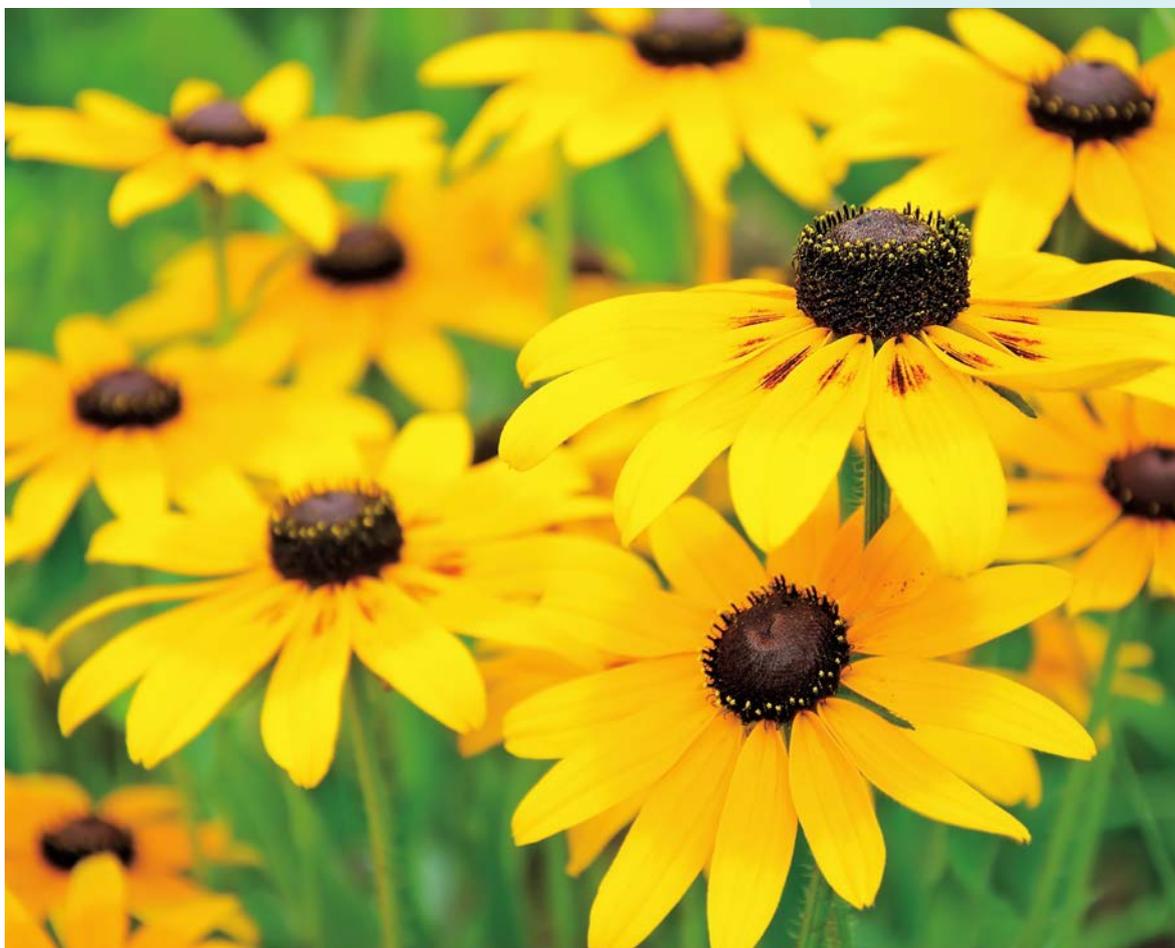
# EVER NEWS

連載

- クレジット契約について  
その2 名義貸し
- 労働審判手続について

## ■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 41



エバー総合法律事務所

# クレジット契約について

## その2 名義貸し

クレジット契約についてはvol.5（バックナンバーはホームページでご覧になれます）でも触れましたが、今年、クレジット契約に関する「名義貸し」について、最高裁の判例が出ました（平成29年2月21日第三小法廷判決）。ここでいう「名義貸し」とは、他人に名前を貸すように頼まれ自分で署名捺印する場合を指しますが、トラブルの原因になりますので、この事案を中心に考えてみたいと思います。

事案は、あるAという呉服販売会社が、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、売買契約や商品の引渡は実在すると告げて、「支払いについては責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑はかけない。」と言って勧誘し、何人かの顧客（Bさんとします）に名義貸しを依頼しました。そして、運転資金を得るために多数回にわたってBさんに架空の呉服売上のクレジット契約をさせていたというものです。A会社は、クレジット会社から売買代金の支払を受け、他方でクレジットの返済をしばらくは行っていました。しかし、結果的にA会社は破綻し、クレジット会社からBさんたちに支払いを求める裁判が起こされたというわけです。

この例のようにクレジットカードではないクレジット契約による場合は割賦販売法では「個別信用購入あっせん」と規定され、売買契約が無効である場合にはクレジット会社に無効を主張し支払いを拒否（対抗）できますし、購入者の判断に影響を及ぼす「重要な事項」について、事実と反することを告げたり、またわざと告げずに誤認を招いた場合には売買契約を取り消すことができます。この件では、契約内容や取引条件だけではなく、契約締結の動機も「重要な事項」に含まれるかどうかが問題となりました。

一審（地裁）はクレジット会社の敗訴となりましたが、二審（高裁）は顧客側（Bさん）が名義貸しという不正な取引であることを知っていたということもあり顧客側の支払義務を認めました。

三審の最高裁は、「名義貸し」という不正な方法で締結さ

れたものであっても、契約の動機（この場合にはローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であること、売買契約や商品の引渡は実在すること、支払いについては責任をもってA会社が支払うから、絶対に迷惑はかけない、と言われたこと）は「重要な事項」にあたり、事実と反する告知があれば、顧客はA会社に利用されたとも評価することができるので保護の必要性から取消の可能性を認めました。この事案では、名義貸しに応じた動機やその経緯についても更に審理を尽くす必要があるとして高裁に差し戻しをしました。

通常、一旦契約書に署名捺印をした以上「名義貸し」という理由だけでは契約の効力が否定されることはありません。署名捺印した以上は、当然内容を理解して、責任を負うことを自覚して署名捺印したものと推測されるからです。このケースのように第三者（クレジット会社）が現れる場合には、契約上の責任を負わされることは止むを得ません。とはいえ、クレジット契約の対象となる売買契約の内容に欠陥があったり、告げられた内容に虚偽があるなどの場合には、割賦販売法で保護が図られています。上記最高裁は、「名義貸し」というだけで割賦販売法の適用を否定するのではなく、消費者の保護という点からより実質的に判断しようという点で消費者保護の姿勢を打ち出したものです。

割賦販売法では、クレジットカードの場合やローン提携販売の場合についても規定されており、同じように売買業者に対する抗弁を主張できたり、クーリングオフについても規定されています。

上記のように救われる場合もありますが、「名義貸し」は風俗営業法や出会い系サイト規制法（略称）では罰則をもって禁じられており、クレジット会社に対しては詐欺にあたる可能性もあります。悪質な業者には手数料を支払うからと言って「名義貸し」を求めてくる場合もあり、結果的に民事だけでなく刑事責任も負う可能性もあるのでご注意ください。お悩みの場合にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成29年8月22日(火)、8月29日(火)、9月6日(水)、9月13日(水)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

## 労働審判手続について

**労**働関係の紛争を円滑に解決する制度として、労働審判制度があります。この制度は平成18年4月1日に施行され、まだ10年程度しか経っていませんが、裁判（訴訟）手続よりも迅速に紛争を解決する制度として利用されています。

職業裁判官である労働審判官1名と民間出身の労働審判員2名（事業者側・労働者側）で構成される労働審判委員会により、事案の審理・判断が行われます。調停を試み、まとまれば調停成立となりますが、解決に至らなければ審判を下します。

対象となる紛争は、賃金に関する紛争、例えば残業代、給料、賞与、退職金などの未払いや、解雇、雇い止めなどの雇用に関する紛争が主なもので、労働者と事業者間のトラブルがこれにあたります。

この制度の特徴は3回の審理で決着するという迅速性にあります。また、労働問題に詳しい審判官や審判員が審理を担当しますので専門性を備えているともいえます。

迅速性について、申し立て側からいえば十分準備したうえで申し立てが可能ですが、申し立てられた側は、裁判所から呼出状と申立書が届いた時には既に期日は指定され、しかも期日は基本的に変更されることはありません。その上、第1回期日でかなり充実した審理が行われますので、相当の準備が求められます。加えて、期日は申し立てられてから40日以内の日に指定されますので、申し立てられた側はあまり準備する時間がありません。通常の裁判のように、第1回期日はとりあえず簡単な答弁をしておいて、次回以降に重点的というわけにはいかないのです。どちらかというと申立側は労働者側が多く、事業者側は受け身に回ることが多いのですが、第1回期日から事情聴取を含めて、具体的な解決策まで模索することになるので、第1回期日当日に、事業者側は事情をよく知る方と決裁権限を有する方の両方の出席が必要となります。特に中小企業の場合には社長自身の出席が必要と思われるので、この第1回期日の参加者の日程調整がポイントになります。

労働者側としては、審判申立ではなくいきなり裁判（訴

訟）を申し立てることもできます。審判が出た場合、不服がある方はそれに対して異議を申し立てることができ、その場合にもやはり訴訟へ移行します。審判と訴訟の選択はどちらがよいのでしょうか。審判は既に述べましたように3回以内で結論を出すというように迅速性が重視されます。ですから、非常に事実関係が込み入っていたり、法的にも難しい問題があるなど複雑な場合や、双方徹底的に争う意向が強く、譲歩をする意思が当事者に低い場合には、審判は馴染みにくいといえます。訴訟は慎重な手続ですがどうしても審理が長引きやすいので、延々と裁判をするより早期に解決したいという気持ちが強かったり、ある程度の解決で構わないなど解決のための譲歩の意向を持っている場合には審判手続の利用の方が望ましいといえます。

いずれにしても、手続が開始すれば、先に述べたように呼出状で期日が指定された時には、あまり時間がないという事態になりかねません。呼出状が届きましたら放置することなく、早急に弁護士に相談する必要があります。代理人は、法令により裁判をすることのできる代理人（会社法上の「支配人」など）以外は弁護士に限定されます。裁判所の許可を得ればそのほかにも代理人になれる規定はありますが、実際にはなかなか許可は出ません。ですから、早急に弁護士に相談するとともに、申立書に対して事実関係の調査・確認作業、労働基準法等法令との整合性の確認、証拠の収集、反論（答弁書）の準備、予想される争点に対する準備、紛争解決に対する方針の決定などを第1回期日までに整えておく必要があります。第1回期日に杜撰な形で臨んでしまい、結果的に不利な心証を抱かれてしまうと、調停ないしは審判もそれに基づいた不利な調停案ないしは審判が下されることとなります。審判に対しては2週間以内に異議を申し立てをして裁判に移行し争うことはできますが、一度審判が出されると巻き返しが大変になります。ですから審判手続に対しては集中的に準備するようにしてください。お悩みの際にはご相談ください。



# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

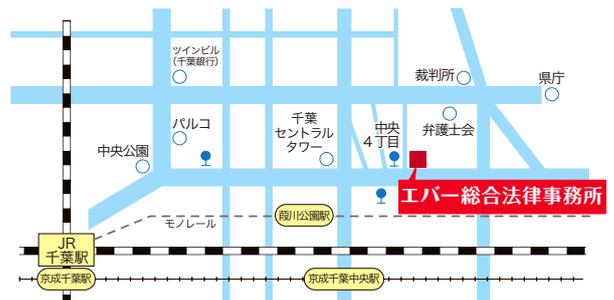
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。